

組織・体制に関する改革工程表

項 目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
I. 行政課題に的確かつ迅速に対応できる体制の確立				
(1) 大臣を中心とするガバナンスの強化				
①政策推進会議の設置	・政策課題に応じた大臣の指示に的確に対応できる体制を整備。			・引き続き取組を推進。
②大臣を補佐するスタッフの充実	・大臣が指名する改革推進室等の枠組みを活用し、適切に充実。			・時機に応じた体制の充実。
③国会における副大臣・政務官の活用	・質疑事項の確認や国会答弁など副大臣・政務官の役割分担について関係者の理解と納得を得られるよう取組を推進。			・引き続き取組を推進。
(2) 政策統括官組織の強化				
①機動的な対応を可能とする取組	・政策統括官部門が担うべき課題及びそれを担う体制等について検討。	・検討結果を踏まえ、体制強化について組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		・新体制の本格的実施。その後も、必要に応じ随時見直し。
	・組織横断的な新たな課題に対応するため、関係部局をメンバーとするPTや対策本部を活用し、機動的に取り組む。			
(3) PT・対策本部の活用				
①PT・対策本部の機動的編成	・PT・対策本部の設置・開催状況について把握するとともに、PT・対策本部が担うべき組織横断的な課題・体制等について検討。			・引き続き取組を推進。
	・組織横断的な新たな課題に応じて機動的にPT・対策本部を編成。			
②審議官の権限と責任を高める	・PT等のリーダーとしての審議官の権限と責任の在り方について検討。	・審議官の権限と責任の在り方の検討結果を踏まえて、政策課題に応じたPT等を編成。		・時機に応じたPT・対策本部の編成。
(4) PDCAサイクルを回す仕組み				
①政策評価を担当する部署の機能を活用したPDCAの推進	・現行の政策評価とPDCAサイクルの関係を整理しつつ、PDCAを推進する体制を検討。	・検討の結果に基づき、現在の政策評価を担当する部署の機能を活用した体制を整備。		

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
II. 対応が急がれる行政課題に的確に対応するための組織体制の確立				
(1) 少子化対策を強力に推進する体制の構築				
①一元のかつ制度横断的な対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> 次官級の職である厚生労働審議官を責任者とする少子化対策統括本部(仮称)を設置し、全省的取組体制を整備。 		<ul style="list-style-type: none"> 本部を活用した一元のかつ制度横断的な検討と施策を実施。 体制強化については、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。 	<ul style="list-style-type: none"> 22年度以降においても、必要な施策の検討・実施。
②企画官などのスタッフの活用と民間人材の登用	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局について、企画官などのスタッフの活用に留意しつつ、当面の事務局体制を構築。 民間人材の登用に関しても、研究機関との連携やそのスタッフの活用も含め、並行して検討・調整に着手。可能な限り速やかに実行。 		<ul style="list-style-type: none"> 検討課題等に応じ、随時、事務局体制を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、事務局体制の見直し・整備を実施。
(2) 年金の記録管理をはじめとする年金実務体制の抜本的見直し				
①新たな年金業務プロセスの確立	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険業務の業務・システム最適化について、年金記録問題などを踏まえ、さらなる業務プロセスの見直しを実施しつつ、推進。(21年3月の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」を踏まえ対応。) 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き推進。 	
②制度設計における業務処理への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも制度設計時等においては、年金局と社会保険庁が連携し、事業実施面からも検討を実施。 日本年金機構発足後の「現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等の仕組み」について検討。 		<ul style="list-style-type: none"> 検討結果に基づき、厚生労働省と同機構の間での定期的な協議の場の設置、公表文書による制度改善要望や回答の実施による透明性の向上など、現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等の仕組みを順次実施。 	
③年金記録問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> 年金記録問題に対応する人員等の体制強化を徹底。事務処理を集中的・計画的に実施。 人員については、賃金・派遣等職員の増員を図り、年金記録問題への従事者について全体で1万人を超える規模に強化。(21年3月の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」を踏まえ対応。) 		<ul style="list-style-type: none"> 機構に引き継がれる業務について、機構において的確に対処。 	
④日本年金機構設立後における年金局の組織・取組体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 22年1月からの年金局の新組織(2課4室)について、記録問題の着実な解決を図るための具体的な人員配置、業務分担等を検討。 		年金局の新組織(2課4室)の発足(22年1月)	---
	<ul style="list-style-type: none"> 22年度における年金記録問題のさらなる着実な解決を図るために必要な体制を検討。 		<ul style="list-style-type: none"> 検討結果を踏まえ、体制強化について組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。 	

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
(3) 医療・介護の連携				
①一貫した医療・介護サービスの提供体制の構築とその的確な推進を図る組織体制	・医政局、保険局、老健局の局長を中心とした連絡調整の場を設置。	・検討結果を踏まえた3局の連携体制を構築。	・審議官及びスタッフから構成されるチームにおいて、検討された具体的な政策テーマについて、今後の制度改正等に盛り込むべき政策の基本的な方向性を提示。関係局との調整を実施。	・22年度以降においても、必要な政策について検討を進め、具体化を推進。
②医政局、保険局、老健局が統一された方針の下に整合的に政策推進できる組織面での確保	・これら3局が統一された方針の下に進めるべき具体的な政策テーマについて検討。	・3局での連携の方法や当該審議官の任務や企画官などのスタッフの活用を含めた組織体制の在り方について検討。		
③既存の審議官の任務の見直し、企画官などのスタッフの活用	・既存の審議官、企画官等のスタッフに対して発令等を実施(明確な位置づけ)。	・検討結果を踏まえ、体制について組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		
④医療職種に着目し編成された現在の組織をサービスの向上に正面から取り組む体制に見直し	・医療職種の所管課について、所掌事務や組織編成について検討。	・検討結果を踏まえ、体制について組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。	---	---
(4) 非正規労働者対策の総合的推進				
①現下の状況に迅速かつ総合的に対応するための組織の整備等	・非正規労働者対策に正面から取り組む部の編成など体制について検討。	・検討結果を踏まえ、体制について組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。	---	---
(5) 社会保障の安定財源の確保に向けた取組と体制整備等				
①給付と負担の適切な関係を前提とした安定的な財源の確保、区分経理を前提とした予算・決算の仕組みの検討、国と地方を通じた社会保障の財源構成の把握などを行う体制整備	・「中期プログラム」に沿った社会保障の機能強化と安定財源確保に向け、機能強化の具体的な内容、区分経理の下における給付・財源の在り方など、横断的・総合的な検討・調整を行うための体制等について検討	・「区分経理」への対応を中心に検討が必要となる論点等の調査・整理等を行うため、スタッフ職によるチームを設置。 ・検討結果を踏まえ、体制について、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。	・体制強化とともに、区分経理下における仕組みの在り方を中心に具体的検討を深化。機能強化への措置も可能なものから順次着手。	
②年金財政の見直しなど客観性を高める取組の推進	・ 社会保障審議会年金数理部会において、新たに年金財政のデュレーション分析、コーホート分析等の手法について検討。 ・ 平成21年財政検証の公表にあたり、各試算についての詳細な基礎データ、プログラムソース及び試算結果を厚生労働省ホームページに掲載したことに加え、具体的な財政計算の方法等についての解説書（数理レポート）を作成し、平成21年度下半期の早い段階に公表。 ・ 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ法案の審議等を通じて、平成21年財政検証に関連して提示すべきデータの形式などについて把握。		・ 社会保障審議会年金数理部会において、新たに年金財政のデュレーション分析、コーホート分析等の手法を用いた財政の分析を実施。 ・ 平成26年財政検証に向けて、引き続き前提設定の客観性の確保、複数前提に基づく試算等について検討。	

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
(6) 危機管理・安全確保体制の構築とグローバル化への対応				
①24時間体制に向けた体制整備の取組推進	・本省の健康危機管理対策室の体制を検討。	・検討結果を踏まえ、体制について、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		---
	・新型インフルエンザ疑い事例の発生等の緊急時に、地方自治体と24時間連絡がとれる体制を整備。	・整備した連絡体制の実効性を高めるため、地方自治体の新型インフルエンザ担当者を集め、情報共有等の在り方について確認。		・引き続き連絡体制を運用。
	・医薬品の安全性確保への対策として、FDA(米国医薬品庁)、EMA(欧州医薬品庁)、WHO等を通じた海外からの健康危機情報の収集・分析や海外への情報発信に関する体制強化について、(独)医薬品医療機器総合機構職員の派遣を含めて検討。	・医薬品の安全性確保への対策として、FDA、EMA、WHO等を通じた海外からの健康危機情報の収集・分析や海外への情報発信に関する体制強化。		・強化した体制の下、国際機関との連携による情報収集の実施
	<4月に実施したもの> ・新型インフルエンザ対策の体制強化のため、21年4月1日「新型インフルエンザ対策推進室(省令室)」を設置。 ・食中毒被害情報の集約、解析及び提供の体制強化のため、21年4月1日「食中毒被害情報管理室(省令室)」を設置。			
②感染症に係る海外の情報収集・分析機能の強化	・各国における新型インフルエンザ等の発生に係る情報(インフォーマルな情報を含む。)を早期に入手するため、WHO等国際機関の担当官及び在外公館との間に、緊急情報に係る連絡網を整備。	・整備した連絡網を適切に運営。		・引き続き推進。
	・世界の新型インフルエンザ対策等に係る情報を収集、分析、評価し、我が国の対策に還元していくため、感染症対策に係るハードウェアの整備など効率的な情報収集体制を検討、設計。			・設計された情報収集体制の運用。
	・感染症に関する情報収集等に当たり、必要な人員体制等を検討。	・検討結果を踏まえ、体制について、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		
③水際対策の強化	・感染症対策のため、検疫所における検疫体制の強化について検討。	・検討結果を踏まえ、体制について、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		---
	・新型インフルエンザ発生時に検疫の実施が集約される検疫所(4空港3海港等)に対する応援体制について、関係機関と調整。	・新型インフルエンザ発生時に検疫の実施が集約される検疫所(4空港3海港等)に対する応援体制を決定するとともに、それに沿った訓練を実施。		・引き続き推進。
	・輸入食品の安全性確保のため、検疫所における輸入食品の検査体制の強化について検討。	・検討結果を踏まえ、体制について、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		---

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
(医薬品等の承認審査・安全対策)				
④承認審査・安全対策業務について、専門性・技術革新に対応する体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度中に、(独)医薬品医療機器総合機構の新薬審査人員を348名まで増員。(19～21年度で236名増員、うち21年度は98名増員) ・21年4月の「経済危機対策」に基づく未承認薬等審査体制の強化を検討。 			<ul style="list-style-type: none"> ・同機構の医療機器の審査人員について、21～25年度で現行35名から104名まで増員。(再掲)
⑤新薬の承認までの期間を2.5年短縮する等の目標を早期に達成できる体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・同機構の医療機器の審査人員について、21～25年度で現行35名から104名まで増員(21年度は13名増員)。 ・同機構の安全対策委員について、21年度中に100名増員。 			
⑥厚生労働省・機構について、一元的な組織体制も視野に入れての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において、厚生労働省及び(独)医薬品医療機器総合機構の一元的な組織体制も視野に、医薬品行政を担う組織及び医薬品行政の監視・評価機関等の在り方について、引き続き検討。 			<ul style="list-style-type: none"> ・検証・検討委員会での検討結果を踏まえ、必要な措置を実施。
(グローバル化への対応)				
⑦経済社会のグローバル化の進展に的確に対応できる体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国際課内の検討プロジェクトチームにおいて、現状と課題を分析し、今後の方向性を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえ、「国際力向上戦略」(仮称)のとりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際力向上戦略」(仮称)に基づき、研修の強化など直ちに実施可能なものから着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際力向上戦略」(仮称)に盛り込まれた取組(研修・人員配置)などを計画的に実施。
		<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえ、予算、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。 		---

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
Ⅲ. 行政運営の改革を確実にする体制の整備				
①企画立案の裏付けとなる研究の推進	・国立研究機関の機能強化に向けた改善策の検討	・検討結果を踏まえ、研究機関の調査研究分析機能の強化について、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		・引き続き、国立研究機関等の機能強化、研究費の見直しを推進。
②研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制の確立	・厚生科学研究費の在り方の見直しについて検討。	・PDCAサイクルや政策指向型の調査・研究費の設定等の見直しに着手。		
③苦情・国民の声を所要の改善につなげる仕組み	・省内各部署で苦情相談対応体制を整備。	・各部署の苦情相談対応体制について、苦情相談基本要領に準拠しているかを点検。	・各部署の苦情相談対応実施状況を把握。	・外部有識者会議に対応状況を報告。
		・省全体の苦情相談対応の整備に向けて、予算面も含め省内で検討、所要の要求。		---
④行政が適切に機能しているかモニタリングする仕組み	・厚生労働行政モニターの拡充、及びモニタリング機能強化のための体制について検討。	・検討結果を踏まえ、予算、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		---
	・モニター会議における意見交換、特定の課題についてのモニター意見募集の検討など厚生労働行政モニター(約500名)の積極的活用を推進。		・外部有識者会議に対応状況を報告。	
⑤これらが適切に機能しているか外部の目を入れてチェックする仕組みの導入	・外部有識者の会議の設置検討。	・検討結果を踏まえ、予算も含め省内で検討、所要の要求。 ・外部有識者の会議の設置準備にあわせ、外部有識者との意見交換など所要の対応を先行的に実施。		---
⑥厚生労働省全体のIT化を統括・推進する体制の整備	・厚生労働省全体のIT化を統括・推進する体制の在り方について検討。	・検討結果を踏まえ、行政情報化推進会議等の活用を図るとともに、組織・定員面も含め省内で検討、所要の要求。		---
⑦ITに関する専門知識を有する外部人材の活用	・外部人材であるCIO補佐官を引き続き活用するとともに、専門知識を有する外部人材をCIO補佐官として追加任用することを検討。			---
⑧職員に対する教育訓練の積極的実施	・「厚生労働省におけるIT人材育成・確保実行計画」にそって総務省実施の情報システム統一研修(PMO/PJMO新任者研修など)への職員の受講を推進。			・引き続き職員受講を推進。
⑨職員のコンプライアンス意識の向上・徹底のための教育訓練の実施	・新規採用職員研修において、服務、国家公務員倫理法、勤務時間管理、情報公開等に関する研修を実施。	・職員の階層別に、服務、国家公務員倫理法、勤務時間管理等についての研修を実施。		・引き続き研修を実施。

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降
	4～6月	7～9月		
IV. 政策課題・業務量に応じた組織・人員の在り方				
(1) 厚生労働省が担うべき事務・事業の整理				
①地方自治体・民間に委ねる事務・事業の検討と整理。責任と役割分担・連携の在り方の明確化	・地方分権改革推進要綱(第1次)において「『新分権一括法案』(仮称)を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出すること」とされていることから、その前提となる地方分権推進委員会の第3次勧告、地方分権改革推進計画(仮称)の閣議決定を踏まえ、検討。			---
(補助事業等の見直し)				
②補助事業等について、国と地方を通じたPDCAサイクルを機能させる	・地方分権改革推進要綱(第1次)において「『新分権一括法案』(仮称)を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出すること」とされていることから、その前提となる地方分権推進委員会の第3次勧告、地方分権改革推進計画(仮称)の閣議決定を踏まえ、検討。			---
③地方分権改革推進委員会の検討状況を踏まえながら、見直し推進のためPTを含めた体制の整備を検討				
(地方支分部局の見直し)				
④出先機関改革計画を踏まえた対応	・「出先機関改革に係る工程表」において「第2次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、改革大綱に盛り込む。」とされたことを踏まえ、検討。			---
(2) 多様な政策課題と業務に対応した体制の確立				
①政策立案担当者の現場経験の大幅な拡大	【若手職員の現場研修の拡充】 ・これまでの福祉事務所・保健所研修やハローワーク・労働基準監督署での研修に加え、 ①医系技官の医療現場研修の創設(年内に実施予定)、 ②薬系技官の保健所等研修の創設(下半期に実施予定)、 ③社会保険事務所研修の創設(今夏目途に実施予定)、 ④市町村長期研修の試行的実施(4月)、 などの取り組みを検討・推進し、更なる拡充の方策を検討。			・引き続き現場研修等の取組を実施。
②意欲と能力を発揮し一体感と使命感をもって取り組む人材の育成	・若手職員の現場研修の充実、人事交流の拡大などを通じて、政策立案能力の高い人材育成の取組を充実。			・引き続き人材育成の取組を充実。
③従来の枠を超えた人事ローテーションの工夫	・人事政策検討会議における議論を踏まえ検討・実施。			・引き続き実施。
④職員のインセンティブを高め組織の活性化を図るための人事運用	・人事評価制度の本格実施(平成21年10月)とあわせ、適材適所の人事運用を徹底。			・引き続き実施。

項目	21年度(上半期)		21年度(下半期)	22年度以降	
	4～6月	7～9月			
⑤民間機関・自治体・他省庁の人事交流の積極的推進	【民間からの登用】 ・広報戦略推進官の登用(4月)。引き続き拡大の方策を検討。 【市町村等との人事交流拡大】 ・自治体の人事政策や国の定員管理との整合性に配慮しつつ、人事交流拡大の方策を検討。 ・市町村職員の、厚生労働省(福祉部局)への受入拡大(15市町15人→21市町22人、本年4月実績) ・若手職員(～30代前半)の市町村への派遣拡大(15人→20人、本年4月実績)			・引き続き人事交流等を実施。	
⑥現場の意見や実状を吸い上げる体制の強化					
⑦現在の組織・人員体制を前提としない再編・シフトなどの大胆かつ機動的実施	・人員配置の見直し・機動的実施方策について検討。	・平成22年度組織・定員要求において検討・所要の要求		---	
⑧組織・人員にメリハリを付け、聖域なく厳しく重点化・合理化を実施	・組織・人員の重点化と合理化について検討。	・平成22年度組織・定員要求において検討・所要の要求		---	
V. 工程表の進行管理					
①改革の工程表の作成と計画的かつ着実な取組の推進	・本年2月に公表した厚生労働省改革工程表の更新と実績の取りまとめ(4月)	・各部局における改革の進捗状況を省として把握・管理。	・状況・結果について有識者による会議に報告するとともに、ホームページに掲載し公表	・有識者による会議の助言等を受け、工程表の見直し、次年度以降の改革について検討	・前年度と同様のサイクルで実施。
②改革の進捗状況の把握・管理と国民に対する定期的な公開	・工程表を改定し実績とともに厚生労働省ホームページに掲載		・改革の実績等について、ホームページに掲載するなどの方法により公表		・引き続き定期的な公開等を実施。
③外部の有識者による国民の目線からのチェックの定期的実施	・既存の会議の活用を含め、有識者によるチェックの仕組みを構築。	・有識者に対し改革の進捗状況を報告し助言をいただく体制を実施。			・定期的なチェックの実施。